

院内感染対策に関する取り組み事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

病院および職員一人ひとりが、常に院内感染の防止に留意し、感染症等発生の際には、速やかにかつ組織的にその原因の特定、制圧、終息を図るため、院内感染防止対策を全ての職員が把握し、安全で安心な医療を患者様に提供できるよう取り組んでいきます。

2. 院内感染対策のための組織に関する基本事項

病院全体にかかわる感染対策に関する方針を決定する「院内感染対策委員会」を設置し、院内感染に関する監視、情報収集、対策の提案、職員教育および啓発等を担っています。また、多職種でチームを組み、病院環境や抗菌薬適正使用ラウンドを行いながら感染予防に取り組んでいます。医療安全対策部「感染対策室」では、感染に関する問題を迅速に解決するよう現場をサポートし、院内だけでなく地域を含めた感染予防及び指導を行っています。

3. 院内感染対策のための病院職員に対する研修に関する基本事項

院内感染対策の基本的考え方および具体的方策について、当院職員及び地域で感染対策にかかわる人々に対し、感染対策の必要性の認識を高め、業務を遂行する上での技能や知識を教育しています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本事項

感染症の発生状況を定期的に院内感染対策委員会に報告し、対策を立てています。発生情報と対策は、速やかに病院職員に周知し、院内感染の発生予防と、拡大防止を行っています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本事項

院内感染が疑われる事例が発生した場合は速やかに発生状況を確認の上、病院長や ICT(感染対策チーム)、院内必要部署に連絡し、対策強化を行い、拡大防止に努めています。

6. 患者さんに対する情報提供の基本事項

感染症流行期はポスターなどを掲示し注意喚起をします。手指消毒剤の設置、マスクの自動販売機設置をし、手指衛生・咳エチケットの必要性をお知らせしています。